

第八章 附則

1. 施行期日

今改正法における意匠制度の改正は、意匠権の存続期間の延長、画面デザインの保護の拡充、部分意匠制度の見直し、関連意匠制度の見直し等を内容としており、今回の意匠制度改正の趣旨を十分に制度利用者に周知するとともに、施行に必要な準備を行う必要がある。

こうした観点から、意匠制度改正に係る規定の施行日は、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」（平成19年4月1日：平成18年政令第340号）とした。

ただし、新規性喪失の例外の適用を受けるための手続に係る改正については、出願人の利便性向上に資するものであり、できるだけ早期に施行されることが望ましいことから、施行日は「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」（平成18年9月1日：平成18年政令第259号）とした。

2. 経過措置

◆附則第2条第1項、第2項

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）

第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願につい

ては、なお従前の例による。

- 2 新意匠法第四条の規定は、前条第一号に定める日以後にする意匠登録出願について適用し、同号に定める日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

- 3 (略)

(1) 意匠権の存続期間の延長に係る経過措置

改正法施行前に出願をした者は、当初より15年の存続期間を受けることを前提として出願した者であり、このような出願に係る登録意匠についてまで今改正による存続期間の延長の利益を与える必要性は低い。また、第三者から見ると、改正法施行前に出願された登録意匠について存続期間が延長されると、存続期間満了に伴う権利消滅に合わせて実施の準備をしている場合に不測の損害を被るおそれがある。

こうした観点から、意匠権の存続期間の延長については、改正法施行日以後の出願から改正法を適用することとし、施行前にされた出願については、なお従前の例によることとした。

(2) 意匠の定義の見直しに係る経過措置

改正法施行前の出願についても改正法の適用を認め、登録の際に改正法が施行されていれば今改正により新たに意匠権の保護対象となった画面デザインとしての意匠登録を受けられるとした場合、当該出願の査定時期が施行日の前か後かという単なる審査運用上の時期の先後によって、改正法の適用可否が決められることになってしまい、一律かつ公平な法適用を担保し得ない。また、改正法施行前に出願した者は、改正前の意匠権による保護を求めて出願した者であり、このような者について改正前には保護されなかった画面デザインについての保護を与える必要性は低い。さらに、第三者から見ると、これまで保護の対象外であった出願が、突然、改正法施行後に登録され権利行使されることによって、不測の損害を被るおそれがある。

こうした観点から、画面デザインの保護に係る改正規定については、改正法施行日以後にした出願から改正法を適用し、施行日前にした出願については、なお従前の例によることとした。

(3) 意匠登録要件の見直しに係る経過措置

今改正は後の出願の登録要件を緩和するものであるが、先の出願が改正法施行前にされた場合には、後の出願は改正法施行後にされた場合であっても改正法の適用を受けることができず、意匠登録を受けることができないとする場合、実質的に、後の出願の緩和された時期的制限（先の出願の出願日から先の出願の公報発行の前日まで）に厳しい時期的制限を加えることとなり妥当でない。

次に、改正法施行前に後の出願をした場合についても改正法の適用を認めるとした場合、2. (2)と同様の理由により、法適用の公平性、第三者への影響等の観点から問題がある。

こうした観点から、先の出願の出願時期にかかわらず、改正法施行日以後にした後の出願から改正法を適用し、施行日前にした後の出願については、なお従前の例によることとした。

(4) 関連意匠制度の見直しに係る経過措置

関連意匠制度は、同一又は類似の意匠について二以上の出願が競合した場合の先願主義（意匠法第9条第1項及び第2項）の例外として、同一出願人による類似する意匠のうち、一の意匠を本意匠とし、他の意匠を関連意匠として登録を認めるものである。今改正は関連意匠の出願時期を緩和するものであるが、本意匠の出願が改正法施行前にされた場合には、関連意匠の出願は改正法施行後にされた場合であっても改正法の適用を受けることができず、意匠登録を受けることができないとする場合、実質的に、関連意匠の出願の緩和された時期的制限（本意匠の出願の出願日から本意匠の出願の公報発行の前日まで）に厳しい時期的制限を加えることとなり妥当でない。

次に、改正法施行前に関連意匠の出願をした場合についても改正法の適用を認めるとした場合、2. (2)と同様の理由により、法適用の公平性、第三者への影響等の観点から問題がある。

こうした観点から、本意匠の出願の出願時期にかかわらず、改正法施行日以後にした関連意匠の出願から改正法を適用し、施行日前にした関連意匠の出願については、なお従前の例によることとした。

(5) 新規性喪失の例外適用に係る経過措置

14日の証明書提出期間中に施行日を迎える出願について、改正法の適用を認め、証明書提出期間が延長されたとした場合、改正法施行前に14日の証明書提出期間の満了を迎える出願人との間で取扱いに差が生じ、公平性の観点から問題である。

このため、証明書の提出期間の延長については、改正法施行日以後にした出願に係る証明書の提出期間について改正法を適用し、施行日前にした出願に係る証明書の提出期間については、なお従前の例によることとした。

(6) 秘密意匠制度の見直しに係る経過措置

改正法施行日前の出願について改正法の適用を認めた場合、登録査定の時期は出願人の選択に委ねられておらず、また、登録料の納付は、登録査定又は審決の謄本送達日から30日以内に行わなければならない（意匠法第43条第1項）ことから、改正法施行日前に納付期限満了を迎える出願人と、改正法施行日以後に納付期限満了を迎える出願人とで、秘密意匠請求の取扱いに差が生じることとなり、公平性の観点から問題がある。

このため、改正法施行日以後にした出願に係る秘密意匠請求から改正法を適用し、改正法施行日前にした出願に係る秘密意匠請求については、なお従前の例によることとした。